

平成 23 年 11 月 4 日

宮城県公報第 2304 号別冊

# 変更に係る区画漁業権の免許の内容たる べき事項等

宮城県公報第 1962 号別冊（定置漁業権及び区画漁業権の免許の内容たるべき事項等）に記載されているもののうち、公示番号が区第 2529 号，区第 2532 号，区第 2622 号から区第 2624 号まで，区第 2629 号から区第 2633 号まで，区第 2648 号，区第 2651 号，区第 2660 号から区第 2662 号まで及び区第 3365 号に係るものを次のとおり変更した。

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2529号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鮎川漁港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 255度30分 490メートルの点 イ 基点甲から 250度 480メートルの点 ウ 基点甲から 244度30分 710メートルの点 エ 基点甲から 248度30分 710メートルの点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市鮎川浜	平成24年2月7日から平成25年8月31日まで
区第2532号		のり養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜釜ヶ崎北端 ア 基点甲から 23度30分 2,030メートルの点 イ 基点甲から 27度30分 2,240メートルの点 ウ 基点甲から 34度 2,200メートルの点 エ 基点甲から 36度30分 2,470メートルの点 オ 基点甲から 58度30分 2,540メートルの点 カ 基点甲から 61度30分 2,420メートルの点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に關して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市十八成浜	
区第2622号		種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 13度30分 2,370メートルの点 イ 基点甲から 1度 2,670メートルの点 ウ 基点甲から 351度 3,070メートルの点 エ 基点甲から 352度30分 3,190メートルの点 オ 基点甲から 14度 2,490メートルの点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市福貴浦、鹿立	
区第2623号		種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 37度30分 2,300メートルの点 イ 基点甲から 38度 2,190メートルの点 ウ 基点甲から 26度30分 2,220メートルの点 エ 基点甲から 16度 2,330メートルの点 オ 基点甲から 16度30分 2,440メートルの点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
区第2624号		種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年6月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 40度 2,300メートルの点 イ 基点甲から 48度30分 2,360メートルの点 ウ 基点甲から 49度 2,250メートルの点 エ 基点甲から 40度30分 2,200メートルの点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		
区第2629号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎大室崎北端(ホラガサキ) ア 基点甲から 344度 1,490メートルの点 イ 基点甲から 334度 1,070メートルの点 ウ 基点甲から 300度30分 1,430メートルの点 エ 基点甲から 303度 1,790メートルの点 オ 基点甲から 318度30分 1,670メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市侍浜、月浦、折浜、荻浜、桃浦	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域			
区第2630号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 336度30分 2,130メートルの点 イ 基点甲から 344度30分 1,570メートルの点 ウ 基点甲から 317度30分 1,770メートルの点 エ 基点甲から 301度30分 1,890メートルの点 オ 基点甲から 302度30分 2,000メートルの点	漁場ア、イ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市待浜、月浦、折浜、荻浜、桃浦	平成24年2月7日から 平成25年8月31日まで
区第2631号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 333度30分 2,470メートルの点 イ 基点甲から 336度 2,180メートルの点 ウ 基点甲から 302度30分 2,040メートルの点 エ 基点甲から 304度30分 2,460メートルの点	漁場ア、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エのみ光達距離3キロメートル以上)		
区第2632号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 328度 2,730メートルの点 イ 基点甲から 325度30分 2,630メートルの点 ウ 基点甲から 312度 3,630メートルの点 エ 基点甲から 299度 2,770メートルの点 オ 基点甲から 305度30分 3,270メートルの点 カ 基点甲から 315度30分 3,010メートルの点 キ 基点甲から 324度 2,890メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エのみ光達距離3キロメートル以上)		
区第2633号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎大室崎北端(ホラガサキ) ア 基点甲から 297度30分 1,480メートルの点 イ 基点甲から 283度 2,070メートルの点 ウ 基点甲から 296度30分 2,590メートルの点 エ 基点甲から 304度 2,480メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)		
区第2648号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市小竹浜弁天島防波堤基部 ア 基点甲から 59度30分 240メートルの点 イ 基点甲から 77度30分 1,260メートルの点 ウ 基点甲から 105度 1,640メートルの点 エ 基点甲から 118度 1,310メートルの点 オ 基点甲から 140度 1,080メートルの点 カ 基点甲から 126度30分 530メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(オのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市小竹浜	

公示番号	免許の内容たるべき事項				制限又は条件	地元地区	存続期間	
	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置				
区第2651号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市佐須浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波佐須浜防波堤突端 ア 基点甲から 136度30分 480メートルの点 イ 基点甲から 168度 890メートルの点 ウ 基点甲から 172度30分 1,180メートルの点 エ 基点甲から 178度 1,360メートルの点 オ 基点甲から 191度 1,260メートルの点 カ 基点甲から 200度 80メートルの点 キ 基点甲から 123度 210メートルの点 ク 基点甲から 136度30分 250メートルの点 ケ 基点甲から 132度 330メートルの点	漁場オ、カの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(オのみ光 達距離3キロメー トル以上)	石巻市佐須浜	平成24年2月7日から 平成25年8月31日ま で
		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで					
区第2660号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市佐須浜 尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波尾崎灯台 ア 基点甲から 181度30分 90メートルの点 イ 基点甲から 156度 390メートルの点 ウ 基点甲から 170度30分 400メートルの点 エ 基点甲から 218度 150メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市佐須浜	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					
区第2661号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市田代浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜大泊港防波堤灯台 ア 基点甲から 84度30分 550メートルの点 イ 基点甲から 124度 990メートルの点 ウ 基点甲から 158度30分 830メートルの点 エ 基点甲から 168度30分 150メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市田代浜	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					
区第2662号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市田代浜 鶴巻崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニギシロ崎 ア 基点甲から 293度30分 460メートルの点 イ 基点甲から 263度 280メートルの点 ウ 基点甲から 245度30分 780メートルの点 エ 基点甲から 262度 850メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければなら ない。	石巻市田代浜	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					
区第3365号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 塩釜市浦戸桂島漁港西側護岸角 ア 基点甲から 265度 1,290メートルの点 イ 基点甲から 278度30分 1,360メートルの点 ウ 基点甲から 301度30分 1,300メートルの点 エ 基点甲から 307度 1,270メートルの点 オ 基点甲から 337度30分 1,110メートルの点 カ 基点甲から 310度30分 210メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ の位置に夜間識別可能な黄色 の標識を設置しなければなら ない。(光達距離2キロメー トル以上)	塩釜市浦戸、野々 島、桂島、石浜	
		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで					
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					